

【流山市指定給水装置工事事業者指定申請(変更)及び

主任技術者選任(解任)届のご案内】

1. 申請書類

(1) 指定事項の変更

申請書	備考
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第10号)	・変更があった日から 30日以内に提出 ・連絡先を右下に鉛筆で 記入してください。

※「流山市指定給水装置工事事業者証」に記載ある項目(会社名、住所、代表者)の変更の場合は、発行済みの指定証と引換えで新しい指定証を発行します。

(2) 給水装置工事主任技術者の変更

申請書	備考
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号)	・当該事由が発生した日 から2週間以内に提出

※給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」要件に該当します。

2. 添付書類

(1) 指定事項の変更

指定事項	事業者		添付書類	備考
	法人	個人		
会社名(名称)、 住 所	○		定款(財団法人の場合は 寄付行為の写し)	・直近のもの(原本証明の あるもの)
	○		登記簿謄本	・発行日から6か月以内 のもの
		○	住民票(又は外国人登 録証明書)	・発行日から6か月以内 のもの ・個人事業者本人の氏名
	○	○	申請事業所の事務 所、資材置き場の写真	・住所変更のみ
代表者、役員	○		・定款 ・登記簿謄本 ・誓約書(様式第2号)	・定款は直近のもの、登記簿 謄本は発行日から6か月以内 のもの
		○	住民票(又は外国人登 録証明書)	・発行日から6か月以内 のもの ・個人事業者本人の氏名

主任技術者が選任されている事業所の名称又は所在地	○		登記簿謄本	・発行日から6か月以内のもの。
電話、 FAX 番号	○	○	なし	・指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 (様式第10号)のみ提出。

(2)指定給水装置主任技術者の変更

	事業者	添付書類	備考
選 任	法人	・免状又は主任技術者証の写し ・直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し(※1)	※1 登記簿謄本で確認できる方は不要。
	個人	免状又は主任技術者証の写し	
解 任	法人	特になし	
	個人		

3. 申請後の流れ

- ① 申請の受付をします。(上下水道センター)
※随時受付
- ② 申請書の審査をします。(水道工務課)
- ③ 書類の審査後、適正であれば指定証の再交付となり、発行済みの指定証と交換になります。
※③は、「氏名及び名称」、「住所」、「代表者」の変更した業者が対象です。
その際は、下記「4. 申請及び指定証(再発行)の交付先」である「上下水道センター」より、1～2週間くらいで電話連絡にてお伝えします。
交付時には、発行済みの指定証と引換えになりますので忘れずにご持参ください。

4. 申請及び指定証の再交付先

住所 流山市おおたかの森西一丁目19番地

名称 流山市上下水道内 上下水道センター(1階)

電話 04-7159-9925

※原則、窓口対応のみの手続きで、郵送による受付は行っておりません。